

第27期第1回 日野市町名地番整理審議会

日 時	令和5年(2023年)9月29日(金) 午前10時00分～午前11時30分
場 所	日野市役所本庁舎5階 505会議室
次 第	1. 開会 2. 挨拶 3. 会長選出 4. 議題 1) 日野市の町名地番整理について 2) 川辺堀之内・上田・宮・豊田地区の町名地番整理事業について 5. 閉会

出席者 (敬称略)	<p>条例第4条第1号の委員 青木 寛司、島村 綾、高橋 知之</p> <p>条例第4条第2号の委員 今尾 恵介、生島 美和、小林 昭治、吉野 美智子</p> <p>条例第4条第3号の委員 水越 博光、本芳 正志(代理)、宮崎 久昭</p>
欠席者 (敬称略)	<p>条例第4条第4号の委員 高野 利明</p>
幹事 事務局	<p>まちづくり部長 岡田 正和</p> <p>浅川 浩二、谷 遼平、越川 知紘、土河 真波、名取 和哉</p>

<p>事務局</p>	<p>定刻になりましたので、ただ今より第27期第1回日野市町名地番整理審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、ご多用のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日、司会を勤めさせていただきます、都市計画課、課長補佐の谷でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>本日、審議会条例第9条の規定に基づき、半数以上の出席があり、本日の審議会が成立いたしますこと、あわせてご報告いたします。</p> <p>なお、本日の会議は公開とさせていただきます。</p> <p>また、会議録の作成を行いますので録音させていただきます。</p> <p>会議録は審議会会議規則により公開となりますので、あらかじめご承知おきいただきますよう、お願いたします。</p> <p>続きまして、本日の資料の確認をいたします。</p> <p>事前に郵送等にてお送りしておりますが、資料としては大きく6点でございます。お手元の資料を併せてご確認ください。</p> <p>【 配布資料の確認 】</p> <p>資料1_審議会次第</p> <p>資料2_第27期町名地番整理審議会委員名簿</p> <p>資料3_日野市町名地番整理審議会条例</p> <p>資料4_日野市町名地番整理審議会会議規則</p> <p>資料5_町名地番整理施行基準</p> <p>資料6_パワーポイント打ち出し</p> <p>でございます。</p> <p>なお、先般お送りさせていただいた後に、名簿の修正がございましたので、資料2の名簿については本日お手元に配布いたしましたものをご利用ください。</p> <p>資料の確認は以上ですが、不足などはございませんでしょうか。</p> <p>続きまして、委員の委嘱を行います。</p> <p>委嘱状に関しましては、本来一人ずつ市長から手渡しにて交付させていただくところではございますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況等も踏まえまして、机上配布とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、次第の2といたしまして、市長の大坪より皆様にご挨拶申し上げます。</p>
<p>市長</p>	<p>【 市長挨拶 】</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。</p> <p>恐れ入りますが、A委員から順にその場でご起立いただき、ご挨拶いただきますよう、お</p>

	<p>願ひ申し上げます。</p>
委 員	<p>【自己紹介】</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。委員の皆様、改めましてよろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、恐れ入りますが、市長は公務の都合上、ここで退席とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>
市 長	<p>【市長退席】</p>
事 務 局	<p>それでは、この場をお借りしまして、事務局関係の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>はじめに、幹事のまちづくり部長 岡田 でございます。</p> <p>続いて事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>都市計画課長 浅川 でございます。</p> <p>都市計画課 越川 でございます。</p> <p>都市計画課 土河 でございます。</p> <p>都市計画課 名取 でございます。</p> <p>最後に私、谷でございます。</p>
	<p>それでは、次第の3、会長の選出に入らせていただきます。</p>
	<p>【会長の選出（互選により今尾委員が会長に選出）】</p> <p>【会長の指名により、生島委員を職務代理に選出】</p>
会 長	<p>本日の会議に対して、傍聴の希望が2名あります。</p> <p>取扱いについては許可したいと思います、ご異議ございませんか。</p> <p>ご異議がなければこれを許可します。</p>
	<p>【傍聴者入室】</p>
会 長	<p>それでは、これより議題に入ります。本日の議題は、2件でございます。</p> <p>この会が円滑に進みますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、次第に従いまして、議題の1『日野市の町名地番整理事業について』、議題の2『川辺堀之内・上田・宮・豊田地区町名地番整理事業について』2件につきまして続けて事務局より説明願ひます。</p>
事 務 局	<p>都市計画課の名取と申します。それではご説明いたします。</p> <p>【 内容説明 】</p>
会 長	<p>只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、挙手をしていただき、ご</p>

	発言をお願いいたします。
A 委員	別府神社の付近に万願寺3丁目46自治会があると思います。その辺り、別府神社も含めた詳しい地図はありますか。
事務局	これ以上詳しい地図は今はないのですが、万願寺3丁目46自治会についてはこの地図でいうとこちら（別府神社のすぐ西）です。変更案での宮と万願寺の際の部分の街区です。
A 委員	この自治会は反対意見が強いのですよね。
事務局	そういったご意見をいただいております。
A 委員	万願寺3丁目46自治会の区域は変更対象区域から除くのですか。
事務局	今回については、こちらの区域は万願寺としてそのまま残します。
A 委員	引き続き万願寺ということですか。
事務局	そうです。
A 委員	別府神社と宮こども広場とは、他の宮となる区域と続くのですか。飛び地にはなりませんか。
事務局	道路で宮に面しており、万願寺からくり抜かれるようなイメージになります。
A 委員	道路で接続するということですか。
事務局	接続はします。
会長	他にご意見等はございますでしょうか。
B 委員	この間、住民の方々へのアンケート等で非常に丁寧に調査をされて結論を出してこられた、その結論については妥当なのではないかと思っております。ただ、今後の町名地番整理を行っていくにあたっての視点として、今回のものを見ていると個別の住民の方々のご判断やご意見をお伺いしているケースが見られ、その視点が非常に強いのではないかと。また住民の方々の声も、コストであるとか、自分たちの住所変更がどうであるとか、個別の視点というのが強くあると思います。これは当然必要なことではあるのですが、一方で地域は個別だけで暮らしているわけではなくて、そこには隣近所のつながり、町内会、それだけではない地域組織や住民自治組織というものもあって、そういったものが今自治の力として期待されているかと思っております。災害時などでも、避難してくださいという行政からの声掛けだけではな

	<p>くて、住民自治組織、自主防災組織といった横のつながり合いで支えていったりするということが非常に大事なことで、それは行政側からも期待されており、自分たちでもやっていかなければならないことだろうと思います。町名地番整理をするときにそういった横のつながりも再編していくことになるのかどうか、そこも連動して考えなければいけないことではないかと思います。町内会やそういった組織が既存にあるわけで、現在進行形で動いているものを変えていく必要があるかもしれないし、そこを今回は整理しないで、そっちはそっちだということにするのかもしれない。そういったところを、土地特性とか、町内会の運営、住民自治組織の運営と連動させて、個別具体的に寄り添いながら検討することが必要なのではないかと思いました。</p> <p>一方で、これを機に現在町内会に加入していない人たち、地域とあまりつながっていない人たちに加入していただくような働きかけ、声かけもあるかと思いますので、その辺りを含めて検討いただき、諮問等に下ろしていただくことが必要ではないかと、そういった視点も持っていければと思います。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。宮・上田地区は、万願寺地区の町名地番整理が20年ぐらい前に行われたのですが、当時私は市民委員として町名地番整理審議会に参加しました。</p> <p>当時も結構自治会の意向はあり、例えば石田という地名がなくなりそうだったのですが、それが大河ドラマで土方歳三が取り上げられていたのでその勢いもあって、住民の意識が高く、石田という地名は残りました。その陰で下田という大字はなくなってしまいました。そういう意味では、20年前当時は、やり方としてかなり強引なところもあったと思います。当時私はそれを非難、批判するような意見を言っていました。縁辺部に関して宮の地名を戻すという、宮自治会からの請願はその文脈で出てきています。いったんは引き下がったのだけれども、将来は川崎街道よりも西側を町名地番変更するときは宮地区を戻してほしいということだったのですが、具体的に宮の地区の範囲は明示されておりませんでしたので、それでいうと今回の別府神社と宮こども広場のみが宮に戻るというのは、それは請願を無視したことにはならないので、割と妥当な決着だと思います。先ほどB委員よりご指摘があった自治会の件ですが、自治会と町名地番というのは結構ずれておりまして、私も万願寺に住んでいますが宮自治会のメンバーです。これは全国的にそうなのですけれど、旧町名・旧地名で自治会を結成されて、お祭りなどはその単位で行うところが全国的に多くあります。その辺りをどうするかというのは非常に難しく、いまのご指摘は結構大きな問題なので、すぐに方向性を決めることはできません。ただ、声の大きい人が動かしてってしまうのは危険なところがあります。歴史的な認識として地名というのは昔から続いてきたもので、将来世代にも残すべきものという考えを大切にするのであれば、これから町名地番変更が行われる他の区域においても、決して住民の人気投票ではいけないと思います。その調整をするためにこの審議会がありますので、その辺りは大切に、丁寧に進めていきたいと思っております。</p> <p>他にご意見はございますでしょうか。</p>
<p>C 委 員</p>	<p>町名地番整理についての基準が示されております。まちづくり、住みやすいまちをつくるという意味から、だれにもわかるような町名地番、地名、これが大切だと常に思っております。意向調査を見ますと、万願寺六丁目の方の大勢の方が反対をされております。多くが住</p>

	<p>み始めて五年未満の方です。万願寺というところに住み始めてまた町名が変わるのか、この煩わしさはとてもよく分かります。丁寧な意向調査を行い、こういう結果が得られたのかと思います。</p> <p>私はやはり基準があるということを十分理解をしていただくことが大事ではないかと思えます。ただ単に、私はこう思う、と個々の意見も大事だけれど、先ほどもご意見があったように、ではどうしたら住みやすいまちになるか、そこに住んでいる人だけが住みやすければいいのか。私は地図を見れば分かるようなまちとなってほしいと思っています。そういう意味で、今回、万願寺はいままでどおり万願寺、宮地区を別府神社のところだけ宮にするという案について、私はそれでいいと思いますが、それが永久的なものではないということを、きちんととらえておかなければならないと、私は住民として思っております。社会の状況は変わってきますので、そこは変更もありという中で意見が出されていくことが必要ではないかと思えます。したがって、個々の思いや願いだけでなく、全体的なまちづくり、自分の住むまちはどういうところか、そういう視点で町を見渡せる住民であってほしいというのが私の願いです。私は日野市に住んでおりますが、区画整理事業の中で住所がどういう風に決まるのかという不安はございます。そういう状況の中で暮らしていくことは、その時点では大変かもしれないけれど、後々この町が発展していく上では、自分たちだけ、自分の近所だけがよければいいわけではない。地図を見たときに分かりやすいこともひとつ頭の中に入れておかなければならないというのが私の思いです。事務局のまとめの通りで私は結構だと思っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。厳密にいうと万願寺の三、四、六丁目の西側は区画整理のエリアだったので、必ずしも町名地番整理基準の通りになっていません。恒久的な地物である道路の境界でなく民地の境界になっている箇所もあります。それを解消するために最初の町名地番整理の方針では、新川崎街道を境として東側は万願寺ということで決まったのですが、20年間住民の方はそこにいらして、やはり反対が多いということで、原則通りにごり押しするというそこまでの理由ではないということもあり、こういうことはひとつひとつ丁寧に話し合っただけで決めていくものだと思います。</p> <p>他にご意見はございますでしょうか。</p>
<p>幹 事</p>	<p>平成16年の万願寺の区画整理の完了で町名地番整理を行った際に、基準を明確にするのであれば、それに見合った地番の振り方をしなければならなかったというのは、市が反省すべき点です。例えば新川崎街道から西側については、将来宮にするのであれば宮の何千番であるとか、上田の何千番であるとか、何丁目とは地番を振れないのですがそのようにする、あるいは万願寺の地番を振るとしても、いちばん後ろの番地をこの地域に仮で振って、将来は宮や上田になるところですというようなところをちゃんと周知しておくなどの対応をしなければならなかった。しかし市にそういう動きはなく、通常通り地番を振ってしまった。基準でいうと会長がおっしゃったように道路を明確に境にしなければならなかったところ、区画整理の境である筆界が町名の境になってしまった。自ら基準を作っておきながら、将来のことはあまり考えずに万願寺のときは地番を振ってしまった点は反省すべき点であると思っております。</p>

会 長	他にご意見はございますでしょうか。
D 委 員	<p>基本的なことで今後私も勉強しなければならないことですが、説明をいただけるとありがたいです。2ページの町名設定の基準というところで、一丁目の大きさは15ha~20haを目安とするというところで、これが仮に10haであったらどういう不都合が出てくるのか。また、一丁目だけでは町名を構成せず、二丁目、三丁目で構成するという説明を受けたのですけれど、なぜ一丁目だけではいけないのか。その辺りのメリット、デメリットを教えていただいたほうが、次からの議論に入りやすく思います。</p> <p>高幡の駅前の区画整理が終わったときに地番が1000番台であったこと、なぜ何丁目何番という地番にしないのかという疑問を抱いたので、そこを教えていただけるとありがたく思います。</p>
事 務 局	<p>ご意見ありがとうございます。配布資料6の2ページ目に記載のある「町名設定の基準」をご覧ください。こちらは一丁目の大きさの目安は15~20haとしているため、10haではだめなのかという疑問ももちろんあるかと思えます。ただしこちらについては、あくまで基準であり、現在市内でも10haの丁目も存在しています。配布資料6の11ページ目をご覧ください。特に今回の町名地番整理については、先ほどの説明では新町名の境をお伝えしていなかったのですが、図の中の四角く囲われた町名は新町名です。この図のうち、日野バイパスよりも北側で、かつ川崎街道の西側の、黄色とオレンジ色であるところは宮二丁目になる予定の区域ですが、宮一丁目などほかの丁目に比べると少し小さく、10haほどしかありません。それが直ちに問題なのかというと、面積の小さい丁目ができてしまう分には直ちに問題はありません。ただ、これは単独町名がなぜだめなのかということにもつながってきますが、小さい範囲で、かつ単独町名で、町名がいくつもできてしまうと、もともとの基準であるわかりやすい町界、町名でのまちづくりという趣旨から離れていくおそれがあるというところで、丁目を設ける際は複数の丁目で1つの町を構成することとし、一丁目の面積も大きくすることとしています。今でも煩雑に入り乱れているところがありますが、小さく区切っていくと、もともとの趣旨に反する部分も生まれてき得るところもございますので、基準を設けています。単独町名については直近の新設はありませんが、15~20haに満たない丁目は市内にもいくつか新設をしており、個別の状況については、審議会等で話をさせていただいています。宮二丁目については、当初の議論の中では大字川辺堀之内の区域のうち日野バイパス北側については宮二丁目に組み入れるという議論もあったのですが、それについては議論の中で、もともとある地名を変える必要はないだろうという話があり、日野バイパスの北側にある現川辺堀之内は川辺堀之内二丁目に組み入れるような結論になりました。基準はあくまで基準であり、初めはこの基準をお示ししますが、議論の流れでその基準を満たさなくなる場合があります。</p>
幹 事	<p>補足です。なかなか難しいのですが、神明と言ったら市役所の周りの辺りだとか、南平と言ったらあの辺り、という話をするとき、町の区域があまりに小さかったり、単独町名だったりすると分かりにくくなります。ある程度区域が分かるように、少なくとも複数丁</p>

	<p>目とすること、また丁目の大きさについても 15ha～20ha ぐらいということを目安としています。単独町名は現在市内に 2 か所、富士町とさくら町があり、富士町は富士電機さんの大きな工場があり、富士町といたら富士電機さんの敷地ということがわかるので単独町名を採用しました。さくら町はコニカミノルタさんの敷地、前身がサクラカラーであったのでさくら町ということで採用しました。富士町はその後敷地を一部売却されたりして、マンションや戸建てが建っていて分かりづらくなってきていますが、本来は単独町名を付けても、企業さんの敷地なので分かりにくくなることはないという想定で単独町名を採用したという経緯があります。</p>
会 長	<p>高幡の 1000 番台の地番についても説明をお願いします。</p>
幹 事	<p>おそらく、高幡地区も区画整理の完了時に、丁目を付けたかったのだと思います。ただ、南口に店舗が多くあったり、お不動さんがあったりして、どこを一丁目にしてどこを一番地にするというのが大変難しかったのだと思います。区画整理をすると地番が飛んでしまうので、区画整理の完了時には町名地番整理をすることとしていますが、既存と同じ番地は作られないので、苦肉の策として 1000 番台としたのだと思います。</p>
D 委 員	<p>早い話が、もめ事を避けるために市が逃げたということでしょうか。逃げないでやってもらいたかったと思います。今から町丁目を振りなおそうとするとさらに難しくなってしまう可能性が高いと思います。また説明を受けて、小さいところだと混乱が生じるという話がありましたが、資料 6 の 4 ページ以降のメリット、何丁目何番何号という地番が振られることによるメリットはそれよりも大きいと思います。そういったことを頭に入れながら今後の会議には出席したいと思います。よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>他に何かご意見はございますでしょうか。</p>
A 委 員	<p>資料 6 の 11 ページについて、もう少し詳しい地図を出さないといけないのではないかと考えています。別府神社の付近は複雑になっていますが、近隣の方の住所はどうなっているのでしょうか。少し資料が足りないのではないのでしょうか。この次に諮問の話になってくると、もう少し詳細な地図が必要かと思います。別府神社だけを宮にするのは賛成ですが、その付近に住んでいる方の住所は万願寺ではないかと思っています。</p>
事 務 局	<p>宮と万願寺の現境界のあたり、区域境の地図を出したほうがいいというご意見でしょうか。個人名は審議会では出せませんが、今後詳細な地図を出すことについて検討いたします。</p>
幹 事	<p>次回の時には必ずお持ちします。</p>
A 委 員	<p>今回は諮問して決定になると思うので、今の段階で詳細な境界を見せていただきたいと思っています。</p>

幹事	次回は拡大した詳細図を提示してきちんと説明をさせていただきたいと思います。
会長	資料6の11ページを拡大してスライドに投影することはできますか。このページの拡大でも結構詳細に見ることができると思います。
A委員	この辺りは反対する自治会もいて複雑なところかと思いますが、もう少し詳しい資料を出さないといけないのではないですか。
会長	資料6の11ページの地図で十分ではないですか。万願寺四丁目には飛び地ができるということでしょうか。
A委員	別府神社の南西側、住宅のあるところは宮ですか。もう少し詳しい資料を出さないといけないのではないですか。
会長	A委員の指している範囲は宮です。これ以上縮尺を大きくしてもほとんど変わらないと思いますが、何を知りたいのでしょうか。個人名の載っているものを審議会に出すわけにはいかないと思いますが。
A委員	別府神社の真南、道路で囲まれた部分の住宅は宮と万願寺のどちらになるのだろうか疑問に思います。万願寺のまま残ってしまうのでしょうか。
事務局	地番の入っていないものにはなりますが、過去の審議会でご提示した資料の中に、公図上に区域を重ねた区域図がありましたので、こちらを投影いたします。
A委員	知りたいのは公図上の51番地です。
会長	いずれにせよ、縁辺部の中で地番が変更されるのは別府神社と隣の宮こども広場だけなので、現在万願寺となっている一般の家庭には影響がありません。現在宮の方は、町名地番整理が行われるときに、宮一丁目、宮二丁目になります。
A委員	もう少しきちんとした資料を提出すべきではないですか。
事務局	資料についてはすみません。概略を説明させていただくと、新川崎街道から西側の万願寺三丁目、四丁目、六丁目はこのまま万願寺とする案です。ただしこの別府神社と宮こども広場に関しては宮に戻すという話です。
A委員	万願寺三丁目45番地についてはどうでしょうか。ここは万願寺が道路にはさまれてそのまま残ることになります。ここはどうなるのが疑問です。
事務局	ここは万願寺三丁目のままです。

A 委 員	それはそれでいいのですが、そこだけは道路に挟まれて三丁目 45 番地だけが万願寺になりますので、別府神社と一緒に宮に戻すこともあり得るのではないのでしょうか。そこに住んでいる方がどういうお考えかは分かりませんが、この方の意見が重要になってきませんか。この方が宮に変えてほしいという意向があれば、宮に変更すべきだと思うのですが。
会 長	それは少し違うと思います。住民の意向に従って町名地番を決めると、大混乱必至となります。縁辺部は万願寺三丁目、四丁目、六丁目のままにしましょうという話をしました。これはこの会議で決めることです。それを審議するための審議会です。個別の意向を聞いて町界町名に反映させることはしませんので、そのための会議です。反対が多かったので、縁辺部は一括して今回は対象から外すことを決めましたが、個別に意見を聞くことは方針とは異なると思います。
A 委 員	その区域だけの問題ですが。
会 長	その区域には家が 3 軒あります。たまたま軒数が少ない区域ですが、万願寺四丁目、六丁目はかなりたくさん家があります。三丁目だけ個人のご意向を反映するのは少し無理があるかと思います。
A 委 員	個別ではなく全体的なこととして、三丁目の方には意向を聞くべきではないかと思いますが。
事 務 局	別府神社と宮こども広場が宮になり、隣接する地域も宮になれば分かりやすいという趣旨でしょうか。この区域は街区同士ではなく、道路が接続して宮になりますが、街区で接続してしまえば分かりやすいという考えも確かにあります。今回は別府神社を宮に戻すという前提の話なので、今の意見のような話が出てくるとと思いますが、別府神社のところは宮に戻す、それ以外は万願寺のままということで考えております。確かに指摘のあった万願寺三丁目の一部も宮に戻すほうが分かりやすいのですが、基本的には変更しないという説明をするのに、この部分だけは変更します、この部分だけは変更しませんという説明もなかなか住民の方の理解が得られないと思います。行政の都合かもしれませんが、基本的な町名地番整理のあり方として、個別に行っていくのは難しく、これをひとつひとつ整理するのは收拾がつかないため、全体的にきちんと決めたほうがよいという考えです。
A 委 員	道路に囲まれているのだから、その部分だけを変更するという考えではいけないということですか。ここに住まわれている方がもし宮を希望するのであれば、その意向は汲めないのかと思いますが。
事 務 局	もともと町名地番整理をする理由として、地図の混乱があります。分かりづらいので町名地番整理をします。町名地番整理の手法として基準があります。個人の方の意向についてはこの場では申し上げられませんが、考え方も様々があるのでなかなか難しいところです。今

	<p>回は宮に戻す、別府神社とその周辺を宮に戻す、それ以外は万願寺のままいきますという方針で出させていただきます。</p>
E 委員	<p>質問です。先ほどお話のあった別府神社万願寺三丁目47番地1と、宮こども広場万願寺三丁目47番地2のほかに、地図の上のほうにある47番地3, 4, 5, 6は宮こども広場になりますか。</p>
幹 事	<p>47番地3, 4は宮こども広場です。</p>
E 委員	<p>47番地3, 4までは宮になるということですか。47番地5, 6は万願寺のままですか。反対をするわけではありませんが、別府神社と広場を宮にするということは、広場の所有者は誰ですか。</p>
幹 事	<p>広場の所有者は市です。(※) <u>(※万願寺三丁目47番地の3および4は日野市所有の土地ではありませんでした。)</u></p>
E 委員	<p>所有者が市であれば反対のしようがないということですね。この基準でいくのであれば、別府神社と宮こども広場も今のままで行くほうが筋は通っているのかなと思います。反対をするわけではないのですが、万願寺のままのほうが筋は通ります。これについて反対はないでしょうから、宮にするのも構わないと思いますけれど、そこだけ飛び地のようになってしまいます。分かりやすさからいうと分かりづらくはなるので、例えば郵便局とか警察、消防などで何かあったときに、飛び地があることについてどれだけのデメリットがあるのかということを見ると、本来の考え方で言うと万願寺のままのほうが筋は通ります。感想ですが。</p>
A 委員	<p>47番地5, 6は宮に変えない予定ですか。別府神社と宮こども広場だけの変更ですか。</p>
会 長	<p>民地の間が境になってしまいますが、2016年の宮自治会の請願の、最小限の回復ということで、これは市議会で可決されているものですので、それを無視するのもいかなものかということで、望ましくない形ではありますが苦渋の決断で、せめて神社と宮こども広場だけはこれを認めましょうということになりました。ですので、先ほどA委員が言われたように、別府神社付近の方に打診して、もし賛成の方と反対の方がいた場合、住民の決裂になってしまうので、個人個人の住民の意向をすべて直に反映することはできないというのは通しておくべき原則かと思います。</p>
	<p>他にご意見がなければ本日の議題は以上となります。 他に委員の皆様から意見等ありましたら承ります。 最後に事務局から連絡はありますでしょうか。</p>
事 務 局	<p>事務局でございます。次回審議会は、令和5年度末から令和6年度はじめ頃の開催を考えております。日が近くなりましたら日程調整等含めてまた改めてご連絡いたしますのでよろ</p>

会 長	<p>しくお願いいたします。事務局からは以上でございます。</p> <p>それでは、本日の議題は以上となります。</p> <p>これにて、第27期第1回町名地番整理審議会を終了いたします。</p> <p>皆様、ありがとうございました。</p>
-----	---